

# 水質検査成績書


東頭発第 TW-190926-9114 号

2019年10月10日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	榎原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村467-1				
検査受付年月日	2019年09月26日	採水年月日	2019年09月26日 13時55分		
種別	簡易水道水				
水温/気温	22.2℃ / 24.0℃		残留塩素濃度		
			0.5mg/L		
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.004 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(一)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (一) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.005 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	4 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	2.7 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	52 (mg/L)	300以下 (1) 測定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	92 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオクシン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルソルビトール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.6	5.8~8.6 (一) 連続自動測定機器による 重量法(別表第32)
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと (一) 官能法(別表第33)
クロロホルム	0.004 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (一) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に <b>適合</b>	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注					

# 水質検査成績書


東頭発第 TW-190926-9115 号

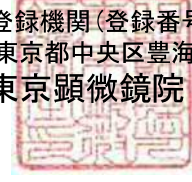
2019年10月10日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所		特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡榎原村847-3				
検査受付年月日		2019年09月26日	採水年月日		2019年09月26日 13時25分	
種別		簡易水道水				
水温/気温		22.7℃ / 24.2℃		残留塩素濃度		0.3mg/L
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	0.011 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(一)	
大腸菌	検出せず	検出されないこと(一) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	0.008 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	0.001未満 (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	0.008未満 (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)	
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)	
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)	
六価クロム化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)	
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.4 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.2 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)	
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	27 (mg/L)	300以下 (1) 滴定法(別表第22)	
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	58 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)	
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)	
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオクシン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)	
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルソルビトール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)	
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)	
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)	
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測法(別表第30)	
塩素酸	0.06未満 (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.9	5.8~8.6(一) 連続自動測定機器による 重量法(別表第32)	
クロロ酢酸	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	異常なし	異常でないこと(一) 官能法(別表第33)	
クロロホルム	0.011 (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと(一) 官能法(別表第34)	
ジクロロ酢酸	0.003未満 (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)	
ジブロモジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)	
臭素酸	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)				
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	上記水質項目については、水質基準に <b>適合</b>		
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)					
備考	特記事項なし					
注						

# 水質検査成績書


東頭発第 TW-190926-9117 号

2019年10月10日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	北秋川浄水場 原水蛇口 東京都西多摩郡榎原村5045			
検査受付年月日	2019年09月26日	採水年月日	2019年09月26日	10時25分
種別	原水			
水温/気温	16.0℃ / 18.7℃		残留塩素濃度	0.1mg/L未満
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位) 基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	5.7×10 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	..... (mg/L) 0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(一)
大腸菌	※ 検出	検出されないこと (一) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	..... (mg/L) 0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	ブロモジクロロメタン	..... (mg/L) 0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	ブロモホルム	..... (mg/L) 0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	..... (mg/L) 0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L) ICP-MS法(別表第6)
アン化物イオン及び塩化アン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3 (mg/L) 200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L) 0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	1.7 (mg/L) 200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	54 (mg/L) 300以下 (1) 測定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	98 (mg/L) 500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L) 0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオスミン	0.000001未満 (mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルソルビトール	0.000001未満 (mg/L) 0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L) 0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L) 0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 (mg/L) 3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	..... (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.8 5.8~8.6 (一) 連続自動測定機器による 重量法(別表第32)
クロロ酢酸	..... (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	..... 異常でないこと (一) 官能法(別表第33)
クロロホルム	..... (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし 異常でないこと (一) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	..... (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1 (度) 5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジブロモジクロロメタン	..... (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度) 2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)		
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	※の検査項目については、水質基準に <b>不適合</b>
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)			
備考	特記事項なし			
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。			

# 水質検査成績書


東頭発第 TW-190926-9118 号

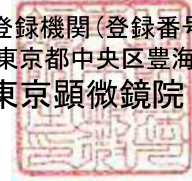
2019年10月10日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)

東京都中央区豊海町5-1

榎原村長

殿  一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

## 記

採水場所	南秋川浄水場 着水井 東京都西多摩郡榎原村2618				
検査受付年月日	2019年09月26日	採水年月日	2019年09月26日	12時45分	
種別	原水				
水温/気温	14.5℃ / 21.0℃		残留塩素濃度	0.1mg/L未満	
検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)	検査項目	結果 (単位)	基準値 (定量下限値) 検査方法 (別表番号)
一般細菌	2.7×10 (個/mL)	100以下 (0) 標準寒天培地法(別表第1)	総トリハロメタン	..... (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(一)
大腸菌	※ 検出	検出されないこと (一) 特定酵素基質培地法(別表第2)	トリクロロ酢酸	..... (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)
カドミウム及びその化合物	0.0003未満 (mg/L)	0.003以下 (0.0003) ICP-MS法(別表第6)	プロモジクロロメタン	..... (mg/L)	0.03以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
水銀及びその化合物	0.00005未満 (mg/L)	0.0005以下 (0.00005) 還元気化-AA法(別表第7)	プロモホルム	..... (mg/L)	0.09以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)
セレン及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	ホルムアルデヒド	..... (mg/L)	0.08以下 (0.008) MOD-HPLC法(別表第19の2)
鉛及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	亜鉛及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
ヒ素及びその化合物	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) ICP-MS法(別表第6)	アルミニウム及びその化合物	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) ICP-MS法(別表第6)
六価クロム化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)	鉄及びその化合物	0.03未満 (mg/L)	0.3以下 (0.03) ICP-MS法(別表第6)
亜硝酸態窒素	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) IC法(別表第13)	銅及びその化合物	0.01未満 (mg/L)	1.0以下 (0.01) ICP-MS法(別表第6)
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第12)	ナトリウム及びその化合物	3 (mg/L)	200以下 (1) ICP-MS法(別表第6)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.4 (mg/L)	10以下 (0.1) IC法(別表第13)	マンガン及びその化合物	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) ICP-MS法(別表第6)
フッ素及びその化合物	0.08未満 (mg/L)	0.8以下 (0.08) IC法(別表第13)	塩化物イオン	0.9 (mg/L)	200以下 (0.2) IC法(別表第13)
ホウ素及びその化合物	0.1未満 (mg/L)	1.0以下 (0.1) ICP-MS法(別表第6)	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	23 (mg/L)	300以下 (1) 測定法(別表第22)
四塩化炭素	0.0002未満 (mg/L)	0.002以下 (0.0002) HS-GC-MS法(別表第15)	蒸発残留物	57 (mg/L)	500以下 (1) 重量法(別表第23)
1,4-ジオキサン	0.005未満 (mg/L)	0.05以下 (0.005) HS-GC-MS法(別表第15)	陰イオン界面活性剤	0.02未満 (mg/L)	0.2以下 (0.02) SA-HPLC法(別表第24)
ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満 (mg/L)	0.04以下 (0.004) HS-GC-MS法(別表第15)	ジオオクシン	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
ジクロロメタン	0.001未満 (mg/L)	0.02以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	2-メチルソルビトール	0.000001未満 (mg/L)	0.00001以下 (0.000001) PT-GC-MS法(別表第25)
テトラクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	非イオン界面活性剤	0.002未満 (mg/L)	0.02以下 (0.002) SA-HPLC法(別表第28の2)
トリクロロエチレン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	フェノール類	0.0005未満 (mg/L)	0.005以下 (0.0005) SA-MOD-GC-MS法(別表第29)
ベンゼン	0.001未満 (mg/L)	0.01以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 (mg/L)	3以下 (0.3) TOC計測定法(別表第30)
塩素酸	..... (mg/L)	0.6以下 (0.06) IC法(別表第16の2)	pH値	7.7	5.8~8.6 (一) 自動滴定装置による 重量法(別表第32)
クロロ酢酸	..... (mg/L)	0.02以下 (0.002) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	味	.....	異常でないこと (一) 官能法(別表第33)
クロロホルム	..... (mg/L)	0.06以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	臭気	異常なし	異常でないこと (一) 官能法(別表第34)
ジクロロ酢酸	..... (mg/L)	0.03以下 (0.003) SE-MOD-GC-MS法(別表第17)	色度	1未満 (度)	5以下 (1) 透過光測定法(別表第36)
ジプロモクロロメタン	..... (mg/L)	0.1以下 (0.001) HS-GC-MS法(別表第15)	濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1) 積分球式光電光度法(別表第41)
臭素酸	..... (mg/L)	0.01以下 (0.001) IC-P-吸光度法(別表第18)			
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘		判定	※の検査項目については、水質基準に <b>不適合</b>	
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)				
備考	特記事項なし				
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。				